

令和7年第3回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和7年9月3日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 6 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第 7 号	健全化判断比率の報告について	3
報告第 8 号	資金不足比率の報告について	4
議案第 6 9 号	訴えの提起について	5
議案第 7 0 号	損害賠償の額を定めることについて	6
議案第 7 1 号	町道路線の変更について	7
議案第 7 2 号	町道路線の認定について	8
議案第 7 3 号	四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第 7 4 号	四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第 7 5 号	四万十町税条例の一部を改正する条例について	13
議案第 7 6 号	令和 7 年度四万十町一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 7 7 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 8 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 9 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 0 号	令和 7 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 1 号	令和 7 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 2 号	令和 7 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 3 号	令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 4 号	令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 8 5 号	令和 7 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 6 号	令和 7 年度四万十町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 7 号	令和 6 年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	17
認定第 1 号	令和 6 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	18

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第6号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月7日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 相 手 方 | <div style="background-color: #808080; width: 500px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: #808080; width: 100px; height: 20px;"></div> |
| 2 | 事案の概要 | 学校現場に勤務する職員が、相手方の勤務評価に関する書面データを作成し、学校内の他の職員も閲覧できる状態で保存していたところ、令和6年11月29日に相手方がこれを閲覧したことにより加療30日を要する適応障害を生じさせたもの。 |
| 3 | 損害賠償額 | 226,052円 |

報告第7号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

四万十町長 中尾 博憲

令和6年度決算に基づく健全化判断比率

単位：％

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.54)	— (18.54)	7.1 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示している。
- 2 括弧内は、四万十町における早期健全化基準を表示している。

報告第8号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

四万十町長 中尾 博憲

令和6年度決算に基づく資金不足比率

単位：％

特 別 会 計 名	資金不足比率	備 考
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	

備考

資金不足比率がない場合は「—」と表示している。

議案第 69 号

訴えの提起について

下記のとおり普通財産貸付料の滞納者に対し訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

普通財産の賃貸借契約に係る令和 5 年 6 月から令和 6 年 8 月分までの貸付料の滞納について、再三にわたり催告書を送付してきたが納付されず、相手方と納付に向けた協議を重ねてきたが進展がなく、今日に至るまで納付がなかったため、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

住所 四万十町 [REDACTED]
(送達住所 [REDACTED])
氏名 [REDACTED]
[REDACTED]

2 訴えの要旨

四万十町は、相手方に対し、次のとおり請求する。

- (1) 普通財産貸付料 2,759,000 円の支払
- (2) 訴訟費用の支払

3 訴訟遂行の方針

- (1) 税務課職員及び十和地域振興局地域振興課職員を訴訟代理人と定める。
- (2) 上記の訴訟において一括納付を原則とするが、相手方より適当と認める分納条件が提示されれば和解もありえる。

議案第 70 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 相 手 方 | 四万十町 
 |
| 2 | 事故の概要 | 令和 7 年 6 月 22 日午前 7 時 45 分頃、町道秋丸弘瀬線で町道維持管理委託業務を締結している秋丸地区が作業中に草刈り機で跳ね上げた砂利が、隣接する国道 381 号線を通行中の車両に直撃し損傷させたもの。 |
| 3 | 損害賠償額 | 538,550 円 |

議案第 7 1 号

町道路線の変更について

下記のとおり町道路線を変更することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

整理番号	路 線 名	変更前後	起 点	備 考
			終 点	
5 4 2	轟谷線	変更前	志和字ユノキ谷 2 2 7 番 1 地先	起終点 の変更
			志和字古田 5 番 1 地先	
		変更後	志和字猪ノ口 2 2 7 番 1 地先	
			志和字古田 5 番 6 地先	
5 8 2	志和大屋敷 ヒシヨケ谷 線	変更前	志和字大屋敷 1 9 5 番 3 地先	終点の 変更
			志和字栗ノ木サコ 1 0 0 3 番 6 地先	
		変更後	志和字大屋敷 1 9 5 番 3 地先	
			志和字ヒシヨケ谷 1 0 9 5 番 3 地先	

議案第 7 2 号

町道路線の認定について

下記のとおり町道路線を認定することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

整理番号	路 線 名	起 点	備 考
		終 点	
7 2 1	志和西ノ前旧薬師寺門前線	志和字西ノ前 4 5 8 番 1 地先	
		志和字旧薬師寺門前 4 9 1 番地先	
7 2 2	志和浦避難路線	志和字西ノ前 4 4 4 番 1 地先	
		志和字土居ノ谷 4 7 7 番地先	
7 2 3	志和郷避難路線	志和字古城ノ下 2 8 3 番 1 地先	
		志和字天神ノ下 1 0 3 0 番地先	

議案第 73 号

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年四万十町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第19条の 3 第 1 項」を「第19条の 4 第 1 項」に改める。

第19条の 4 を第19条の 5 とする。

第19条の 3 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の 4 とする。

第19条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条の 3 任命権者は、四万十町職員の育児休業等に関する条例（平成18年四万十町条例30号）第24条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 四万十町職員の育児休業等に関する条例第24条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児

期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 7 4 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の育児休業等に関する条例（平成18年四万十町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第19条第 1 項及び第 2 項」を「第19条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第20条第 1 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第21条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第21条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第21条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第21条の 2 育児休業法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第21条の 3 育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日か

ら翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 75 号

四万十町税条例の一部を改正する条例について

四万十町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町税条例の一部を改正する条例

四万十町税条例（平成 18 年四万十町条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2

項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の四万十町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の四万十町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、四万十町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 四万十町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 87 号

令和 6 年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金を下記のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

令和 6 年度四万十町水道事業剰余金処分計算書

単位：円

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,023,615,264	24,639,579	256,076,954
議会の議決による処分額	0	0	△ 10,000,000
建設改良積立金	0	0	△ 10,000,000
処分後残高	2,023,615,264	24,639,579	246,076,954

認定第 1 号

令和 6 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 6 年度四万十町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに令和 6 年度四万十町水道事業会計及び下水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

令和 6 年度四万十町一般会計歳入歳出決算

令和 6 年度四万十町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度四万十町大道へき地診療所特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度四万十町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計歳入歳出決算

令和 6 年度四万十町水道事業会計決算

令和 6 年度四万十町下水道事業会計決算

